委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

□中止

| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事•市区町村長等 | |
|------------------------------|---|----------|
| | ● 知事 | ○ 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 長崎県 | |
| 3. 市区町村名 | | |
| 4. 届出番号 | (| 6 |
| 5. 独自利用事務の事例番 号 | 113-1-1(2) | |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki- shinseikankei/380610.html | |

執行機関名 長崎県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--|---|---|
| ①事務の名称 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学 支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの(高等学校等 学び直し支援金支給) |
| ②番号法別表第1の項 | 91 | |
| ③番号法別表第2の項 | 113 | |
| ④番号法第9条第2項に基づ き定める条例の名称及び① の該当部分 | | 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第5 の項 |
| | | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学 支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1 条 | 長崎県総務部関係補助金等交付要綱 別表(第2条関係)学事振興課関係の17 |
| ②東変の振いコは日毎 | 第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における <u>教育に係る経済的負担の軽減</u> を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。 | 私立高等学校等における <u>教育に係る経済的負担の軽減</u> を図り、もって <u>教育の機会</u> <u>均等</u> に寄与する。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 長崎県総務部関係補助金等交付要綱 長崎県私立高等学校等就学支援金交付要領 |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

備考

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 | | |
|-------------------|--|--|--|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 | 長崎県総務部関係補助金等交付要綱第3条 | | |
| ②事務の内容 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の 受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 高等学校等学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事 務 | | |
| 特定個人情報1 | | | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ | 長崎県高等学校等就学支援金事務処理要領の1(2)及び(4) | | |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | | |
| ③提供を求める特定個人情 報 | 生活保護実施関係情報 | 生活保護実施関係情報 | | |
| 特定個人情報2 | | | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号口 | 長崎県高等学校等就学支援金事務処理要領の1(2)及び(4) | | |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 | | |
| ③提供を求める特定個人情 報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 | | |
| | | | | |